

企画提案書等作成要領

1 提出書類及び提出部数

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加意思表明書
- イ 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有している場合は、
物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）
- ウ 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有していない場合は、
(ア) 企画提案書等の提出日前3か月以内に発行されていることを要するものとして、
履歴事項全部証明書（登記簿謄本）及び印鑑登録証明書
(イ) 財務諸表（最新の事業年度のもの）
(ウ) 納税証明書（法人の場合は法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、消費税及び地方消費税）
- エ 共同事業体構成書、共同事業体協定書兼委任状（様式3-1～3）
※該当する場合のみ。
- オ 事業者概要、業務実績（様式4-1～2）
(ア) ワーク・ライフ・バランスを推進している場合は、認定通知等
(イ) 障害者を雇用している場合は、報告書の写し
(ウ) 環境配慮に対する認証等に参加している場合は、認証通知書
(エ) 区と災害時における協定の締結がある場合は、協定書の写し
- カ 業務従事予定者の経歴及び専任性（様式5）
- キ 業務従事予定者の配置計画（様式6）
- ク 企画提案書（様式7）
- ケ 見積書

(2) 提出部数

- ア 正本1部、副本7部（カラーコピー可）
ただし、上記（1）イ「物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）」及びウ「履歴事項全部証明書、印鑑登録証明書、財務諸表、納税証明書」については、正本への添付のみで構いません。なお、上記（1）①ア「プロポーザル参加意思表明書」は、これらとは別に1部提出してください。参加意思表明書の提出をもって参加の決定とします。
- イ 提出書類の電子データ（PDF形式ファイル）のCD-R 1枚

(3) 提出日

- ア 提出期限 令和3年2月16日（火）午後5時まで
- イ 提出先 〒105-8511 港区芝公園1-5-25
港区役所8階 環境リサイクル支援部環境課地球温暖化対策担当
- ウ 提出方法 持参又は郵送(必着)で提出してください。

2 各書式の提出についての留意事項

- (1) 各様式について、補足資料の添付はできません。
- (2) 提出書類は、A4サイズとしてください。文字のサイズは原則として11ポイント以上とします。
- (3) 各様式（様式3～7）及び見積書の順番に重ね、フラットファイル等にまとめて正本1部、副本7部並びに提出書類の電子データ（PDF形式ファイル）をCD-Rにて提出してください。なお、副本については、企業名を記入しないようにしてください。

3 企画提案書等の記入に関する留意事項

- (1) 審査の公平を図るため、各様式及び見積書については、正本のみに事業者名等を記載し、正本以外は事業者名（協力事業者を含む）を伏せて作成してください。
- (2) 共同事業体構成書（様式3-1）及び共同事業体協定書兼委任状（様式3-2～3）について
 - ア 区外事業者であり、区内事業者と共同する場合のみ提出してください。
 - イ 共同事業体を構成する全事業者が、参加資格に該当することが必要です。
 - ウ 企画提案書等提出後の代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めません。
- (3) 事業者概要、業務実績（様式4-1～2）について
 - ア 最新の状況を記載してください。
 - イ 業務実績は、過去5年間の類似業務の実績を記載してください。
 - ウ 区外事業者であり、区内事業者と共同する場合は、共同事業体を構成する事業者ごとに記載してください。
- (4) 地域貢献活動項目の評価と提出書類について
 - ア 区内事業者優遇

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件と区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、一次審査において、評価点を優遇します。

やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 区外事業者のみで参加申請する場合：

「一次審査における合計評価点」の5%加点（小数点以下切上げ）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

①共同事業体構成書

②共同事業体協定書兼委任状

③委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者の

み) 等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・ 登記簿上、区内に本店を置く事業者
- ・ 区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）で定める区内事業者

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

イ ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について

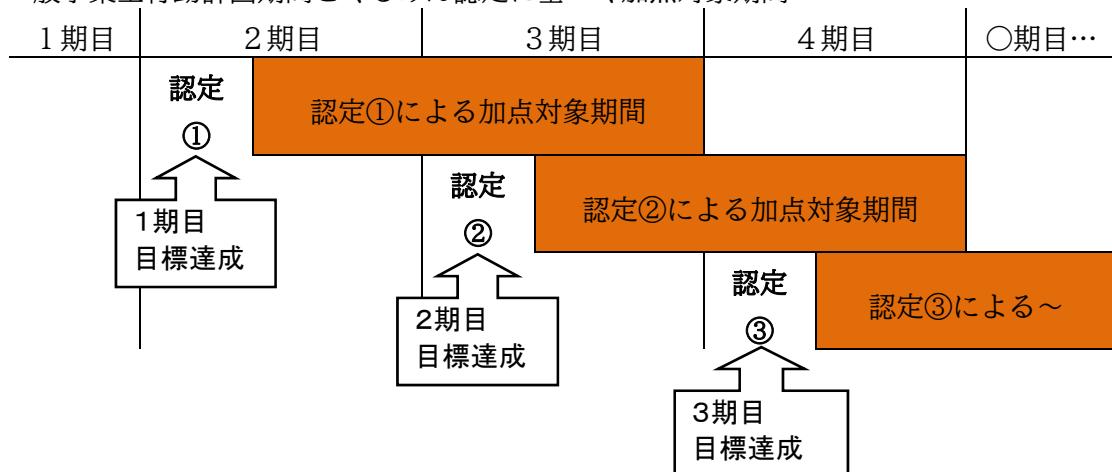
港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ワークライフバランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（次頁図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



ウ 障害者雇用の評価

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考一次評価における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

エ 環境に配慮に対する評価

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ2以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証のKES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上の認証に限る。)のうち、いずれかの認証を取得し、現在も登録をしている場合、通知書の写しをご提出ください。

オ 災害協定活動に対する評価

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。区と締結している協定書の写しをご提出ください。

(5) 業務従事予定者の経歴及び専任性(様式5)について

ア 本業業務を担当する業務従事予定者について記載してください。なお、業務従事予定者が複数いる場合は、担当者ごとに記載してください。

イ 業務従事予定者の業務実績については、項番3(3)イウに準じて記載してください。

ウ 従事している他の業務(手持ち業務量)については、企画提案書提出日時点のもの及び令和3年度に予定しているものを全て記載してください。また、手持ち業務の契約金額の合計を記入してください。

エ 提案書の提出者以外の企業等と協力して提案することは可能です。なお、提案書の提出者以外の企業等に属する者を担当者とする場合は、必ず企業名等も記載してください。

(6) 業務従事予定者の配置計画(様式6)について

貴社として従事者をどのように配置し、業務を遂行していくかについて記載してください。記載に際しては、業務担当者が事故等により不在となった場合に、担当者と同等の人員を配置するなど、業務の継続性を担保する貴社の体制を明記してください。

(7) 企画提案書(様式7)について

以下の各課題に対する提案内容について、基本的な考え方を簡潔に記載してください。

なお、採用された事業候補者の提案の内容全てをそのまま本業務委託の内容とするものではありませんので、あらかじめご承知おきください。

【課題】

- ① 日本の森林・林業、木材産業と国産木材に関する現状と課題について
上記について、簡潔に記載してください。
 - ② 本業務の遂行にあたり重要と捉える点と具体的な取組について
本業務を遂行するにあたり貴社が重要と捉える点を3つ挙げるとともに、それらに対して貴社がどのように取り組んでいくのか具体的に記載してください。本業務の概要については、別紙1「仕様書(案)」、参考資料2「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度事務局業務マニュアル(案)」を参照してください。
 - ③ 都市部における木材活用の促進について
都市部の木材活用の促進に向けて貴社が最も重要と考える点と、それに関する対応策について、具体的に記載してください。
- (8) 見積書(様式自由)について
別紙1「仕様書(案)」に基づく業務の遂行に必要な経費を概算し、仕様書の項目ごとの内訳を記載するとともに、人件費の単価と人工数を明示し、参考見積として提出してください。なお、合計金額は、税込としてください。